

「北本市開発行為等の指導に関する要綱第14条関係」

公園等整備基準

1 趣旨

この基準は、北本市開発行為等の指導に関する要綱（平成15年告示第220号）第14条の規定に基づき、公園、緑地又は広場（以下「公園等」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 公園等の規模

事業者が設置する公園等の規模は、次のとおりとする。ただし、周辺の状況を勘案して特に必要がないと認められる場合は、この限りでない。

| 事業区域の面積                 | 住 宅                                            | 住宅以外                   |
|-------------------------|------------------------------------------------|------------------------|
| 1,000㎡未満                | 積極的な緑化に努める                                     | 積極的な緑化に努める             |
| 1,000㎡以上<br>3,000㎡未満    | 事業区域の面積の4%以上を<br>緑地とする                         | 事業区域の面積の4%以上を<br>緑地とする |
| 3,000㎡以上<br>10,000㎡未満   | 事業区域の面積の4%以上を<br>公園とする                         |                        |
| 10,000㎡以上<br>50,000㎡未満  | 事業区域の面積の4%以上を<br>公園とし、300㎡以上の公<br>園を1箇所以上設ける   |                        |
| 50,000㎡以上<br>200,000㎡未満 | 事業区域の面積の4%以上を<br>公園とし、1,000㎡以上<br>の公園を1箇所以上設ける |                        |
| 200,000㎡以上              | 事業区域の面積の4%以上を<br>公園とし、1,000㎡以上<br>の公園を2箇所以上設ける |                        |

3 公園の配置及び公園施設の基準等

公園の配置及び公園施設の設置については、北本市都市公園条例（昭和49年条例第20号）のほか、次に掲げる基準に適合すること。

- (1) 地域住民の利用を考慮した適切な配置であること。
- (2) 公道と十分に接し、防犯や維持管理等の観点から、公道から公園内全体が見通せるよう配慮されていること。
- (3) 外部との境界は、フェンス（柵）、塀（以下「フェンス等」という。）を公園内に設置し、利用者及び周辺の居住者等への安全確保を図る措置が講じられていること。なお、住宅等の建築物に面する位置に設置するフェンス等は、公園の地盤面からの高さが1.8メートル以上になるように設置すること。
- (4) 広場、遊戯施設等の施設が、有効に配置できる形状及び勾配で設けられていること。なお、敷地の最小幅員は7.5メートルとする。
- (5) 雨水、汚水等を有効に処理するための施設が設けられていること。ただし、雨水については、原則として敷地内において浸透処理し、外部への土砂の流出がないこと。
- (6) 出入口は、取り外し式車止めを設置し、車両の進入を防止するとともに車椅子使用者の通行に配慮されていること。また、面積が1,000平方メートル以上の公園は、出入口が2箇所以上設けられていること。
- (7) ベンチ等、木製部材等を使用する場合、耐久性のある部材が使用されていること。
- (8) 施設や植栽等の詳細については、市と協議すること。

#### 4 公園の無償譲渡

事業者は、設置した公園を市に無償譲渡すること。また、譲渡時には、都市公園台帳を2部作成し提出すること。

#### 5 緑地

事業者は、緑地を設置するときは、植栽等に配慮するとともに、市と協議すること。

#### 6 緑化推進

- (1) 事業者は、自然と調和したまちづくりに配慮し、事業区域内の緑化に努めること。
- (2) 事業区域内に自然樹林地があるときは、建築物に配置を考慮する等、その保全に努めること。

## 7 その他

事業区域の面積が1,000平方メートル以上の建築行為（新築、改築、増築等）を行う場合は、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例（昭和54年埼玉県条例第10号）に基づいた緑化計画の届出が必要になるため、埼玉県と協議を行うこと。

### 附 則

この基準は、平成16年1月1日から施行する。

### 附 則

この基準は、平成19年1月1日から施行する。

### 附 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

### 附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

### 附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

### 附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

### 附 則

この基準は、令和4年4月1日から施行する。